

健健発 0325 第3号
健感発 0325 第12号
平成 31年3月 25日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局健康課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの追加的対策に係る手引き（第2版）について（協力依頼）

今般の風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成31年2月22日付け健発0222第10号厚生労働省健康局長通知）により第1版を発出した「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き（第1版）」について、この度、別紙のとおり改正をし、調整中であつた記載事項の修正や付属資料の追加等を行いました。

つきましては、手引きの送付とともに下記のとおり情報提供をさせていただきますので、風しんの追加的対策に係る集合契約が円滑に実施されるよう、貴会会員への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について引き続き御協力をお願いします。

なお、地方自治体向けの手引きについても第2版を発出しており、厚生労働省ウェブサイトに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 風しんのQ&Aについて（情報提供）

「風しんの追加的対策Q&A（対象者向け）」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しております。適宜、御活用ください。

- ・厚生労働省ウェブサイト「風しんの追加的対策専用ページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekku-kansenshou/rubella/index_00001.html

2 医療機関・健診機関向け風しんの手引き（第2版）の主な改正点（情報提供） 主な改正点は以下のとおりです。

（目次）

- ・ 付属資料の追加（案内文のテンプレート等）

（第1章）

- ・ 契約途中で参加する際のスケジュールの追記（1-3）

（第2章）

- ・ 風しんの抗体検査の受診票のフォントの改訂（特に裏面の追加）（2-1）
- ・ 風しんの第5期の定期接種予診票の一部改訂（2-1）

（第3章）

- ・ 風しんの抗体検査の際の確認について（3-2-3）
→調整中であった内容の整理
- ・ 風しんの抗体検査実施フローの一部文言修正（3-2-3）
→特に、風しんの予防接種を受けたことがある（接種記録あり）場合について、希望者のみが抗体検査対象となる内容に修正
- ・ 受診票及び予診票の複製とその用途について（3-2-6、3-3-6）
→複製の考え方を整理
→実施機関で必要な情報と本人控えの扱いについて記載
→複写式の受診票を作成する場合の注意事項についての記載
- ・ MRワクチンの発注時の基本的事項等について（3-3-5）
→ワクチン発注時の注意事項について記載

（第4章）

- ・ 請求総括書及び市区町村別一覧表の一部改訂（4-1）
- ・ 支払先口座に関する記載を追加（4-3）

（その他）

- ・ Q&Aの改訂・追加
→Q2（委任状の保管期間について）、Q9（抗体検査希望者の受診時の対応について）、Q10（抗体検査希望者の受診時の対応について、フロー）、Q11（表の修正）、Q15（手書きによる受診票・予診票の複製について）、Q21（クーポン券及び受診票の仕様について、既存物等の活用可能範囲を記載）

（別紙）「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き（第2版）」